

愛知県立豊橋特別支援学校 学校生活の決まり

1 学校生活の決まりの目的

「体力・気力・学力」の校訓のもと、児童生徒がそれぞれの個性と、もてる力を発揮し、皆と協力して、元気に、そして笑顔で学校生活を送れることを目指し、この決まりを定めます。

2 服装

(1) 小学部

児童の実態や個々の教育目標に応じて、体育服と個人で用意した衣類を柔軟に使い分けてください。

(2) 中学部および高等部

通学、式典、校外学習は制服、学校内では体育服で生活することを基本としますが、生徒個々の実態や教育目標に応じて、制服や体育服および、個人で用意した衣類を柔軟に使い分けることとします。

(3) 個人で用意する衣類について

華美になり過ぎず、安全に配慮されたものにしてください。保護者様は担任に相談し、学校生活に適した物となるよう、御協力をお願いします。

3 制服

(1) 各部の取り扱いについて

小学部は、特に制服は定めず、中学部・高等部は本校規定の物を標準とします。

(2) 制服の規定

紺のブレザー、白のポロシャツ、グレーでチェック柄のスカートまたはズボンとし、キュロットも可とします。中学部と高等部ではブレザーのエンブレム以外は共通の物を使用します。

(3) エンブレム

エンブレムの色は、中学部が赤色、高等部が青色です。

(4) 季節による調整について

夏服、冬服等の規定は設けず、気候や体調に応じて調整してください。

(5) 類似品の着用

児童生徒の実態に応じて、本校規定の制服に類似した物を制服の代用品として着用しても良いこととします。その際は、担任に御相談ください。

4 体育服

(1) 体育服の規定

オープンシャツ（青）、トレーニングパンツ（青）、半袖シャツ（白）、セミーフパンツ（青）を規定とし、気候や体調に応じて着る物を調整してください。

(2) 体育服に準じた服装について

児童生徒の実態に応じて規定の体育服に準じた服装でも良いこととします。

5 履物

(1) 履物の規定

外履きと上履きの2種類を用意してください。外履き、上履きともに特に規定はありませんが、体育の授業に対応できるように、運動しやすい靴を用意してください。

(2) 補装靴と車椅子について

児童生徒の実態に応じて、補装靴と車椅子については、校外と校内で兼用できることとします。クラッチ等の杖も校外と校内で兼用できることとします。

6 防寒着

(1) 防寒着の規定

本校規定の防寒着はありません。

(2) 防寒着の用意について

華美になりすぎず、安全に配慮されたもので、児童生徒の実態に応じた物を用意してください。

(3) 防寒着の着用期間について

防寒着の着用期間は設けていません。児童生徒の体調と天候に応じて適切な物を選択し、着用してください。

7 持ち物について

玩具や携帯電話、その他の雑貨品など、授業や学校生活に関係のない物品の持ち込みは原則として禁止です。ただし、児童生徒の精神的安定のためなど、特別な事情がある場合は、担任と協議の上、取り扱いを決めてください。協議には保護者も参加することとし、安全面について十分に考慮されている場合に限り、許可することとします。

8 貴重品について

(1) 貴重品の持ち込みについて

通学や校外学習等に必要な金銭や一人通学者の連絡用としての携帯電話等以外の貴重品の持ち込みは禁止です。やむを得ない事情で貴重品を学校に持ち込む場合は担任に相談してください。

(2) 校内に持ち込んだ貴重品について

校内に貴重品を持ち込んだ場合は、児童生徒が学級関係者の職員に貴重品を預け、貴重品を預かった職員は、鍵がかかるロッカー等に貴重品を保管することとします。

9 身だしなみについて

(1) 頭髪

頭髪は原則として自由としますが、華美になりすぎないようにしてください。

(2) 入れ墨

愛知県青少年保護育成条例において青少年に入れ墨を施すこと、入れ墨を受けるように勧誘すること若しくは周旋すること、入れ墨を受けることを強要することが禁止されています。この条例の趣旨から総合的に判断し、禁止とします。

(3) 装飾品の着用や持ち込みと化粧

原則として禁止です。ただし、児童生徒の精神的安定のため等、特別な事情がある場合は担任と協議の上、取り扱いを決めてください。協議には保護者も参加することとし、安全面について十分に考慮されている場合に限り、許可することとします。

10 手続きが必要な行為について

以下に示す行為を行う場合は、学校に届け出が必要です。

(1) スクールバスを利用する。

(2) 一人で通学する。

(3) 携帯電話・スマートフォンを学校に持ち込む。

(4) 自動車学校等へ入校し、運転免許を取得する。

(四輪車、自動二輪車など、車種を問わず届け出が必要です。)

11 自動車による通学について

四輪車、二輪車を問わず、保護者送迎以外の自動車による通学は禁止です。

12 学校生活について

学校では、自分自身の目標をもち、友達を大切にして社会のルールとマナーを守って過ごしましょう。

13 確認と見直しの手続きについて

(1) 児童生徒がこの決まりの確認と見直しの発案を行う場を児童生徒会役員会とします。

(2) 保護者がこの決まりの確認と見直しの発案を行う場をPTA理事会とします。

(3) 児童生徒会役員会、PTA理事会から見直しの案が提出された場合は学校で審議し、児童生徒会役員会、PTA理事会で確認を行います。